

平成12年度 第3回宇都宮市環境審議会会議録(案)

- 1 開催日時 平成13年3月22日(木)午前10時から11時50分
- 2 開催場所 宇都宮市本庁舎 14A会議室
- 3 出席者 【委員】遠藤和信,福田久美子,真壁英敏,柳田 孝,藤本信義,
小林幹夫,青木章彦,阿部 昭,小林正憲,藤江夏江
【事務局】檀淵環境部長,他14名
- 4 公開・非公開 公開
- 5 傍聴者数 7名
- 6 議 事
 - 1 報告事項
 - ・第2回審議会における主な意見等について
 - 2 審議事項
 - ・市民・事業者から寄せられた意見等について
 - 3 その他
- 7 会議の状況

藤本会長：第3回環境審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回の会議におきまして、「新たな条例において考えられる柱立て」につきましてご協議をいただき、その構成や盛り込むべき内容等につきまして、委員の皆様より様々なご意見をいただきました。本日は2月に広報紙やインターネットを通じて募集をいたしました、新たな条例の骨子案に対して寄せられました市民、事業者の皆さんからのご意見等につきまして、答申の中に盛り込めるもの、参考にさせていただくものなどその取扱いにつきまして協議をしてみたいと思います。

会議は1時間30分を予定しております。委員の皆様の積極的なご協力により進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

斎藤補佐：ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は会長にお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

藤本会長：それでは、まず報告事項につきまして、事務局より説明をお願いします。

篠崎課長：資料に基づき説明

藤本会長：要約した形ですが、前回出されましたご意見は、このような内容であったかと思われます。特に訂正等を必要とする部分はございますか？

藤本会長：それでは、ご了解いただけたということで、これを最終答申の中にどう盛り込むかにつきましては、さらに協議を進めてまいりたいと思います。

それでは、続きまして、審議事項に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

篠崎課長：資料に基づき説明

藤本会長：総数35件ということですが、貴重なご意見を幅広くお寄せいただいて、たいへんうれしく思っております。これらの意見について生の意見は別の資料1にまとめられており、事務局でこれを4項目に整理をして各意見の内容を示していただいております。

議論の進め方ではありますが、大きく4つのパートに分かれておりますので、そのパートごとに一括してご協議をお願いしたいと思います。

まず、内容としまして、励ましのようのご意見や感想、また具体的な提案を伴ったものがあります。あくまでも審議の位置付けとしましては、環境基本条例、環境に関する基本的な条例を制定するという目的がありますので、その辺を念頭においていただき、ご協議をいただければと思います。

それでは、まず4ページの . 骨子案全体に関する意見、感想、要望等についてですが、この部分は是非、条例で取り上げていくべきではないかというようなご意見をいただければと思います。委員の方々でこれは特に強調すべきであるという意見がありましたらお願いいたします。

遠藤(和)委員：全体の骨子ということでは、まず環境基本条例全体の考え方としては、単に自然環境を守るということではなく、やはりまちづくりを前提にすべきではないかという意見にあったように、市民が安心して安全に健康的に生活ができるためのまちづくりを目指すという、基本的立場に立つことが大切であると思います。それともう一つ「市民」という意味では、現在と将来の方を含めた、世代を超えた「市民」という表現を条例の中に記載する必要があるのではないかと思います。

藤本会長：今のご意見は「全体的に消極的なイメージが強く、将来に向けての創造の部分が残念ながら感じられない」というご意見と共通していると思います。また、No5の「子供達に自信をもって残せる環境を」という部分に関連するご意見だと思います。

小林(正)委員：私も今の意見と同じであって、No29の意見にあるように消極的なイメージが強いということは、骨子案が創造性をうたいながら実は創造性に関する部分が全く欠落しているというところに問題があると思います。なぜかというところまちづくりという基本的な方針がはっきりしていない。明確に環境配慮型の都市、いわゆる「エコシティ」を目指すんだという方向性がない。だから創造

性が欠けてしまって将来的な展望なり、宇都宮市としてどういうリーダーシップをとっていくのか、いわゆる「エコオフィス」を目指していくんだという方向性も感じられない。だから具体的な問題について、何をするんだとなった時にそれもない。今と違う形として何かを提案できるかといってもそれもない。そういった部分がここに集約されている。その部分をきちっと捉えていけば、また市民から寄せられた意見を最大限に反映していけば、そういう方向性に向かって行くのではないかと思われる。まちづくり、都市計画ということで一本きちんとした方針なりを示す。それがすなわち創造性につながっていく問題であろうと理解しています。

小林(幹)委員：今の2点は前回の審議会の検討の中でもいろいろな角度から意見として出されたものであると思います。私が一番これと思ったのは、宇都宮市の特色を打ち出す必要があるということで、全体的に考えると私は2つの内容があるのではないかと考えました。一つは前回の会議で「環境権」という認識を問うたところ、事務局では定説がないという理由で、そういう形はとらないというか、考えていないという答弁をされ、それが直ちに新聞報道されていました。実は1970年代の初頭から主に公害問題との関係で環境権というのは提起されており、定説がないとしても独自の判断で、他の都市がやっていないからこそやるという意味で、宇都宮市として特色を発揮して市民から寄せられた意見を参考にしながらも、この委員のメンバーも多彩であり英知を結集すれば、私は充分特色あるものができると思います。

もう一つの側面としては、前回、青木委員から出された「里山」ということに焦点をあてると宇都宮市としての立地環境的な意味での、自然環境という特色が出るということと言われた記憶がある。そういう側面から今回の意見を見るいろいろな機会に自然の豊かさを感じたということが指摘されている。それについては、自然環境基礎調査が全県的レベルで行われているように、また個別では宇都宮市の委託を受ける形で、昆虫愛好会やグリーントラストの運動から水辺環境に関するものがまとめられていたりするので、是非、これらをまとめていくという作業を集中的に行えば、非常に良い宇都宮独特のものができると思われる。もう一つ、全国的な視野で見ると熊谷市に次いで冬の日照時間が最も長いというデータもあり、そういう側面からにつめていくことで、資源の活用などの多くのもに結びついていくのではないかと思います。

基本的にこの二つの内容がある。なかったとしてもこれらについて検討していくべきではないかと感じました。

藤本会長：環境権ということ、里山保全に対する着眼ということで、宇都宮市の特徴が出せるのではないかというご意見であると思われます。

柳田委員：我々は被害者であって加害者であるという立場である。私もいろいろな審議会に出ているが、これまでに本市でも里山を壊して団地を造っている例がかな

りある。権利の問題もわかるが絶えず我々は加害者であったということを盛り込む必要があるのではないかと思います。自然は明日良くなるというものではなく、自然林を造りたいという時は約60年の年月がかかる。例えば宇都宮市は乱開発をして現在のまちになっている。それを本来の姿に戻そう、あるいは里山に戻そうという前提になるものを市民の協力のもとに進める必要がある。例えばある団地では、次の世代がその場所から抜けて行く現象があり、それらの空き地を舗装した駐車場にしようとしている例が多い。舗装してしまえば雨水利用なども行われぬ。水をためるような、雨水を利用するようなじっくり型でできるような将来的な理念が必要なのではないかと思います。

青木委員：「既存の条例の引用のように感じた」という部分がありますが、これは重要な視点であると思う。他の市町村でも既存の条例を作る際には苦心して一生懸命作られたと思われる。そういったことを踏まえた上でプラスアルファを何にするのかということを考えることが、宇都宮市の環境基本条例のあり方ではないかと思う。逆に言えばある程度既存の条例はおさえていると思われる。プラスアルファ部分を何にするかを先生方から出された意見を踏まえて、表現などもまとめていくことが必要であると思われる。

藤本会長：今のご意見は、長期的展望からもっと積極的なまちづくりのイメージというものを打ち出すべきというご意見と思われる。市民からのご意見の中には、条例制定はもう遅すぎるくらいだ、早く制定してほしいという励ましにあたるご意見も見受けられます。

それでは、少し個々のご意見に入ってしまった方がよいと思われることからの「骨子案の個別事項に関する意見・感想・要望」に入っていきたいと思います。まず、目的、基本的理念等に関する意見についてご議論いただきたいと思います。この部分についてはNo29にかなり詳しく具体的にご提案を寄せられています。

小林(正)委員：No30の意見に見られるように、市民の皆様から寄せられたおおかたのイメージというのが、従来型の環境保全条例を望んでいるのではなくてもっと積極的なイメージを打ち出してほしいということが意見全般に見受けられる。事務局で作られている骨子案の基本的スタンスというものが、実は従来型の部分にとどまっているのではないかということである。いわゆる創造という言葉も新たに使っているが、残念ながらまだそのスタンスを従来型の環境保全条例に軸足を置いているがゆえに創造の部分が出てこないということがNo29、30、12の意見に表れていると思われる。

藤本会長：その部分については、市の方の姿勢としても意識して環境保全条例とは言わずに環境基本条例としているところに、かなり積極的な姿勢が見られると思われる。それでは次に、2の市、市民、事業者の責務の部分について

もご意見をいただきたいと思います。ここではNo29に都市景観や歴史的・文化的遺産の保全ということも入ってきております。

阿部委員：環境負荷の問題についていろいろ指摘があって、自然的な要素で悪化させることがあるが、人の生活そのものの中で、例えば道路標識や広告関係でここに盛り込まれていないようなもので、環境を悪化させるものがある。そういうことを都市景観に対する負荷の発生の問題として、都市づくりの中では大切な部分であると思われる。そのところを押さえていただきたい。

それともう1つ、都市の特色あるところを前文という形でうたうべきであるという意見がありますが、宇都宮の町がどういった環境をもって今まで来たかということで、大体の場合に自然環境の保護ということと歴史的文化的遺産の保護というものは一致している。そういう点に対する配慮を他の事例を見ても必ずしていることから抜くわけにはいかないと思われる。

小林(幹)委員：6ページのNo29の意見ですが、これを全部盛り込みたいような内容の意見であります。「子どもたちに手渡せるような」というところを読んで思ったことは、「自然は子孫からの預かりもの、遺産である」というモットーがある。それは日本自然保護協会という長い歴史をもった協会建学の精神であり、そういう精神を捉えながらなおかつ生物の多様性や共生をきちんと位置づけているということで、立派なご意見であり拝聴するに値する意見であると思われる。

青木委員：29の意見で一つだけ気になる点があります。それは、環境の保全と創造性は、別ものであるということであります。保全という考え方にはいろいろなものがあり、環境の負荷を低減するためにミティゲーションという考え方、つまり自然の保護がだめな場合には、新しく創りましょうという狭い意味での創造という考え方がある。その狭い意味でいっているものは、創造ではないと思われる。保全及び創造という場合には気をつけなければならない。まず、なにを創るのかということを考えることを提案したい。単に創造性豊かなということと環境を創るということは、全く別ものであるということ。基本には保全するということがあって、その上にプラスアルファでどうするかということになるとと思われる。現在、世代間の不公平ということがいわれており、今はいいけれど次の世代になってどうかということ、今は良いということで創ったけれども次の世代に渡した場合に不公平を生じる場合がある。あくまで私たちの役割というものは、保全をする、プラスアルファで次の世代になるべく残す。その時に自分たちの知識だけで残すのではなく、次の世代が使える可能性、持続可能性というものを考えることが必要であり、創造性豊かなまちづくりと環境の創造というのは別ものであるということを確認する必要がある。

藤本会長：そのとおりであると思われます。この部分は、定義という形ではないにしろ使い方を気をつけなければならないと思います。確かに環境保全及び創造と言っている部分と自然環境の保全と創造と言っている部分があり、特に問題となりそうなのは自然環境の保全と創造という部分の創造であると思われる。たいへん参考になる意見であると思われます。

続きまして、の「重点的に推進すべき基本施策に関するもの」に入ります。この部分は細かく4つの項目にわかれますが、一括してご議論いただきたいと思います。

9ページの3．自然環境の保全に関することのNo29に「自然環境の清潔な状態」という表現がありますが、自然環境について、この清潔な状態という表現で良いのかどうか、特に抵抗がなければいいのですが。

小林(幹)委員：この部分は、定義をきちんとするというところで整理すべきであると思います。

遠藤(和)委員：重点的に推進すべき基本施策について、他市の条例にも出てきますが、自然環境の保全のみではなく、地球環境の保全もあれば都市環境の保全等いろいろあると思われる。例えば、中心部の排気ガスにも配慮するという事など、これらについて区分を適正に行い、実際の計画に落とし込む時には、そういうものを忘れることのないようにしなければならない。層別してまとめ、行っていくべきであると思われる。

藤井委員：廃棄物を出さない施策に関連して、リサイクル関連法が制定されるとかなり不法投棄が増えると思われる。No29の意見にあるように、ある程度の罰則、罰金という方法を明確にしていきたい。ごみのポイ捨てについても、自動車の中からごみを投げ捨てることが多く見受けられる。それを見つけても私たちは何もすることができない。罰則、罰金があればそういったこともなくなると思われる。

藤本会長：罰則規定を設けているのは、岡山市の条例であります。我々が目指しているのは、環境基本条例であり、総合計画と対等なくらいの意味を持っている。岡山市の場合は環境保全条例ということで、保全条例に違反した場合には罰則がある。あくまでもそういう位置づけになっており、参考資料にもあるとおり、実施条例的な性格をあわせもっている。我々の場合は、実施条例としていわゆるポイ捨て条例を持っており、そこで罰則を定めている。その辺の議論を少ししておく必要があると思います。

柳田委員：そうすると、この条例に「我々もそれ相応の負担をしなければならない時代に入っている」というようなものを入れることはできないのでしょうか。例え

ば、ごみを少なくしようとする時には、ごみ袋を購入するということがある。ある程度加害者という立場からすると負担をするような時代になってきている。目に見える形でごみ袋を100円で買うのか、目に見えない形で税金を投入するのかの違いである。私としては、我々も負担しても良いという一項目を入れて、より自然環境を良くすることが良いと思われる。自然を守るためには我々の負担も辞さないという項目を入れたほうが良いのではないでしょうか。

遠藤(和)委員：関連して、宇都宮市の条例の骨子案の中で記載されているように、環境への負荷の低減においては「企業や我々が社会経済活動やその他の活動による」という記載がありますが、その他の活動というのは、生活様式のあり方の見直しであり、そういうことをしながら環境への負荷の低減ということに結びついてくると思われる。それは、条例から下の段階にくる実施計画の段階で実際のライフスタイルの変革が求められてくる。条例に市民への理解を深めるために、具体的にライフスタイルの見直しが必要ですよということは入れるべきであると思います。

青木委員：罰則規定は必要であると思いますが、これはあくまで環境基本条例なので、実施する場合には、それから派生する様々な実施条例が必要になってくると思われます。そういう前提でこの基本条例ができているということ、また個々の問題については別個の条例その他の規定を設けるという条文を設けて、その個別の実施条例で罰則規定に対応するということは可能であると思います。

藤本会長：そういう考え方であると思います。

青木委員：是非、そういう形でこれから派生する様々な実施条例を創るという積極的な条文を設けていただきたいと思います。

遠藤(和)委員：条例の位置づけとしては、個人的には、罰則規定を設ける前に市民、事業者の方に市の方がインセンティブをもってそういう方向に向かうような仕組みを作るような条文にしたいと思っております。例えば、ポイ捨てであれば、ポイ捨てすればそれがすぐに罰則だというよりも、空き缶を持っていけばそれがデポジットで10円になるというような仕組みをつくれれば罰則は必要なくなると思われる。我々が条例を作る上では、そういった仕組み作りを重要視して盛り込んでいきたいと考えております。

藤本会長：姿勢としてはそういうことであると思います。

福田委員：No33の意見についてですが、「ごみ焼却施設の広域化、大型化ではなく、廃棄物を出さない施策が最も肝要な部分である」という意見は特に重要であると

思われる。また、国及び他の地方公共団体との協力ということがイコール広域化、大型化という施策に走りがちではないか、こういった施策ではごみを減らしていくということにつながっていかないという点に大きな懸念を持っている。No33 の意見を条例のどこかの部分に是非、盛り込む必要があるのではないかと思います。

小林(幹)委員：多岐にわたることが出てくると思われるが、例えば、リユース、リフューズ、リサイクルという形で環境の負荷の低減を図るといような基本的な構図をしっかりと決めたものを提起して、全体的に関連していることを整理してシステム化していくことが重要であると思われる。

藤本会長： の「施策の総合的、効果的推進について」ですが、細かく7項目に分かれておりますが、一括してご議論いただければと思います。

小林(幹)委員：学習のことで、これまでも樹木の大气浄化能力について私なりの意見を申し上げてきたが、現在、実際に環境庁が出しているテキストを使用しているということですが、内容をみるとそのうちの8割、9割方は水の代謝、光合成の能力、成長の度合いなどを測るものである。本当にきちんとした定説がないという反面、一方では本当に定説があるかどうか疑わしい部分を取り上げ、実際に児童・生徒に対して教育するというのは、私は慎重に行うべきであると思う。一方で学習ということで重視することは重要であるが、やる場合には教材を選んでよく効果を考えた上できちんとやるべきであり、場合によっては内容を吟味して行う必要があると思われる。

藤本会長：ここでは学習の重要性という部分しか言えないと思います。学習にあたってはという部分は環境基本計画の中で検討すべきものであると思われる。

遠藤(和)委員：前回は話をさせていただきましたが、いわゆる環境情報の環境レポートや環境の年次報告というものを、今回のような市民の意見を求めるということに対して30数名を超える関心ある市民から意見が寄せられていることから、是非入れていただいて、シンポジウムのような、市民の方と見直しを含めて行えるような機会を盛り込めるような配慮をしていただければと思う。

小林(幹)委員：10ページの環境基本計画の具体的内容及び推進についてですが、例えば、クリーンパーク茂原リサイクルプラザという施策の例があげられておりますが、非常に参考となる施設として高根沢町の土づくりセンターがあげられます。ここでは単にセンターを創って家畜の糞尿や生ごみ、稲もみを有効に利用しているのではなく、「安全な農作物の自給体制を創る」という形で町のシステム全体を総動員して、循環型の地域社会を創り上げていこうというものが見受けられる。これについては私たちにも非常に参考になることから、もう少しこの部

分に光をあてた方が良いと思われる。

小林(正)委員：関連して、の部分については、ごみや産業廃棄物の問題がいろいろあって、基本的には資源循環型社会についてどういうふうに環境基本条例の中で取り扱っていくかということが問われていると思う。現実的にどう盛り込むかについては、国の施策との関係の問題もあり、厚生省の基本的なごみ処理の考え方は、広域化、大型化であり、もう片方は家電リサイクル法への方向という、実は同じことを行っているにもかかわらず、右と左で違う動きとなっている。そういう状況の中で、宇都宮市として資源循環型社会に向かってどうイメージしていくのか、その中のイメージとして小林委員が言われた土づくりというものがあると思われる。現時点では、一定の資源循環型社会に資する商品、製品を使う、積極的な導入を図る、使用について一定の財政的な措置をすることしか考えつかないが、生ごみの問題、堆肥化の問題も含めてイメージあるものを出していけないかということを感じている。市民の意見にもあったように具体的な名称がクリーンパーク茂原のみであったので、そのことも大きな部分であることから、考えなければならない問題であると思われる。

遠藤(和)委員：先程の高根沢町の土づくりセンターについて、町長の話を聞き、彼らが目指しているのは「人づくり」であるということであった。土づくりは手段であって最終目的はあくまで人づくりであり、特に子供たちに無駄なものは無いということを理解させることが重要であるということであった。つまり3R・4Rの上位をねらっている。残念ながら宇都宮市の場合の国及び地方公共団体との協力の部分については、最終手段の適正処理であるクリーンパーク茂原の例が出てきてしまう。3R・4Rの優先順位を良く頭において条例を見て行かなければならない。子供たちがクリーンパーク茂原に行ってきたきれいな施設を見てここで燃やせばダイオキシンは出ませんという認識で良いのかという疑問が残る。

それともう一つは、国及び地方公共団体との連携という部分について、もっと大きな意味での、例えば地球温暖化の問題に関して6%削減という目標に対し、栃木県の県都として積極的に対応して行くという意気込みを表すような施策の連携というものを考えていただきたい。

小林(幹)委員：11ページの資料の中の「監視等の体制の整備」に関わる意見について「市民施策を入れる」という表現がある。これはどういう意味・内容なのかかわからない。

藤本会長：市民参加で監視体制を取るとのことだと思いますが事務局の方ではどう受け止めておりますか？

事務局：会長がおっしゃったように測定機器のみの監視体制だけではなく、市民モニタ

一的な、例えば河川の水質の検査等も市民参加により実施してはどうか、そうすることにより、環境に関する意識の啓発にもつながるといった趣旨であると認識しております。

遠藤(和)委員：市民を巻き込んでという意味であると思われ。また、No 3 1のベンチマークとして活動を進めると市民のベクトルを合わせやすいという意見については、特にベンチマークは、我々が到達すべきところはここですよという目標であり、それに向かって皆さんが同じ方向を向いて達成しましょうという意味であると思われ、いわゆる長期ビジョンのようなものを立てて、市民の皆さんといっしょに進めていって、常にその長期ビジョンの目標と合っているかということを確認するべきであるという意見であると思われ。

私も先ほどの柳田委員のご意見にあったように、10年とか20年後のあるべき姿というものを、全体的な話になりますが何かわかるような形を目標に、進めなければならないと思います。要は、この環境基本条例の評価をある時期にやっていかなければならない。その時に本当に適正に進んでいるのかそれともどこかに問題があるのではないかと、そういった時に比較するところを設けていた方が良いのではないですかという意図がこの No 3 1の意見には見受けられる。振り返って見るような施策をこの基本条例の中に盛り込むべきであると思われる。その中の一つが市民の方の意見を聞きながらシンポジウムを行うという方法も良いと思われる。また審議会を設けて常に見ていくという方法が良いと思われる。

藤本会長：これは条例の中にうたうというよりもむしろ基本計画の中でこういう市民に理解されるようなイベントなりを実施していくといったことで理解してよろしいでしょうか？

遠藤(和)委員：条例の中に少なくとも情報を発信しますということ、情報に対する市民の意見を聞きますといった、常にこれが問題ないかどうか審議会のようなものを設置していくといったことは盛り込んでいった方が良いと思われ。

柳田委員：その指標として前にも言ったのですが、データベース化ということで、5年間の定点観測の、いわゆる昆虫とか植物とかを研究している人たちが宇大をはじめたくさんいる。5年間定点観測をすれば、昆虫や植物のこれがいなくなったとかという変化が数字を見てどうかというよりもこういう方が重要であると思われる。それらのデータベースをきちっとしないと雑木林を壊して公園がきれいだとということになりかねない。昆虫とか植物とかのデータベース化について積極的に取り組んで、教育委員会でやるとか環境課でやるとか河川課でやるとかということの一つにまとめてもらいたい。是非、盛り込んでいただきたい。

藤本会長：いろいろな具体的施策というものが考えられそうである。条例の中では施策の総合的・効果的推進という中で触れていくものであると考えられます。また、この環境基本計画の策定時になれば、こういった市民からのご意見をうかがう機会が出てくるだろうと期待しています。そういうことが可能であるような条例にしていく必要があると思われま。

ひととおりご意見はうかがえたと思いますが、何か特に補足すべきご意見はございますか？

福田委員：12 ページの環境学習リーダーの養成ということについて、一人ひとりの環境問題に対する意識の落差というものがあ、そのところをどう埋めていくか、全体のレベルをどう上げていくかということがとても大切であると思われ。今回寄せられた意見にも見られるように、環境に対する市民の意識は高く私たちもこのまま条例の中に盛り込みたいと思うようなご意見も多く見られる。そういう意味では、これらを市民の中に返していきながら全体的な意識を盛り上げていくといったシステムが必ず必要になってくると思われる。そのためにもリーダーの養成やシンポジウムを開くといった市民に返していくシステムも必要であると思われる。

目の見えるところで資源が循環されるということを味わったり、子どもやお年寄りまでも理解できたり議論ができるような、宇都宮市全体ではなく小さな地域での議論が必要であり、そういったことを実施することによって地域のリーダーが育ってくるのではないかと思われる。

小林(正)委員：今、遠藤委員の意見にあったように、市民の意見の最後に「条例制定中であることを全市民にアピールして、意見を求めるために広く一般市民が参加できるシンポジウムを開催してもらいたい」という意見が寄せられており、これについては前回は委員の中から意見が出されている。いつから意見を募集したのかわかりませんが、長い期間ではない中でしかも口頭ではなく書面で、いわゆる書いた形でこれだけの意見が出されている。今日も傍聴者の方がいらっしゃいますが、その中に話をしたいという方もいらっしゃると思われま。是非とも一定のたたき台なりができた段階で、市民の意見を聞けるシンポジウムのようなものを開催していただければたいへんありがたいと考えております。なかなかものを書いて出すというのも労力がかなり必要な作業であると思われ、その場で率直な意見を出してもらおうという機会も必要ではないかと思われま。

藤本会長：事務局の方ではどのようなお考えでしょうか？あるいは要望として承っておくというようなことでしょうか？

事務局：この環境審議会の中でもシンポジウムのお話は意見として出されておりますが、今のところ具体的にどのようにやっていこうかということは持っておりませ

ん。この条例あるいは考え方がつめられる過程の中でどのようなことが可能な
のか、どのような手法があるのかを今後探っていく中で検討していきたいと考
えております。

藤本会長：募集の期間はどれくらいだったのでしょうか？

事務局：お手元の参考資料をご参照いただきたいのですが、2月7日から28日までの
21日間、広報うつのみや等を通じてご意見をお聞きしました。その後も3月
7日までに提出されたものについて今回整理をしてお出ししております。それ
以降の提出はありません。

真壁委員：シンポジウムの件ですが、個人的にはこれだけ専門家の委員がいらっしゃっ
てすばらしい意見が出されている。なおかつ今回35名という市民・事業者の
方からご意見をいただいている。私としては条例の作成にあたってのシンポジ
ウムの開催については、時間的制約というのも事務局側にたてばあると思われ
るし、また今回の意見の中にも条例を早急に制定していただきたいという声も
あることから、できれば遠藤委員や柳田委員の長期的な視野にたった条例をと
いう意見や両小林委員の意見を参考にしながら作業を進めていってはどうか
と思われます。こういう市民の意見を聞くということはとても重要なことであ
りますが、集まってきた意見はだいたい方向性は同じであると思われます。ま
た、先進都市の条例というのも今回事務局より出されましたが、こういったも
のを充分参考としながら作業を進めるべきであると思ひます。

藤本会長：今、出されているご意見ですけれども、条例策定中にシンポジウムをという
ことですが、具体的な中身が薄い中で実施するということの意味があるのだし
ょうか？

小林(正)委員：基本的には事務局案が作った骨子案があるわけであり、イメージ自体は
これで出てくる。一点だけ申し上げると基本的に1年2年先の話をしているの
ではなくて10年20年あるいは100年先というようなベースとなるものを今
ここで協議しているわけである。何もあわててばたばた作る必要はないと思わ
れる。

100年はオーバーとしても10年20年30年後というスパンで宇都宮市のまち
づくりをどうするか、その骨格となるものを作ろうとしている。時間をかけて
じっくりと市民の意見を聞くべきであると思ひます。何も急いで作る必要
はないというのが個人的な意見であります。全く全部固まってしまった上でこ
ういうものができました、どうですかということ聞いてその後の微調整だけ
で済ませるといふことでは、それは単に聞いただけの話になってしまう。私は
まだ基本的な方針、考え方が示されていて細部が固まっていない段階で市民参
加の一つのあり方として意見を聞くべきであると思ひます。

藤本会長：私自身の考えもお話ししたいと思いますが、今、小林委員のおっしゃるとおりではあると思います。基本的な考え方はそうあるべきであると思います。ただ、がちがちに固まった段階ではまずいし、大切なことを決めるのに拙速は避けるべきであると思います。がちがちに固まった段階ではなくという意見がありますが、市民に広く意見を聞いてそれでまた行政に反映させていくということが、今、環境基本条例を創るということとどう結びつくかということ、また、必ずしもシンポジウムという形をとることが基本条例に関する意見を聞く場としてふさわしいかどうかということを考えるべきであると思います。というのは、環境審議会のメンバーから相当いろいろな角度から活発なご意見をいただいていることもあって、基本条例がどのように作動していかなければならないか、その内容についても進め方についても市民の一般の人たちの意見を聞くことによって、大きく修正をかけなければならない部分というのはないのではないかと感じております。むしろ私としては、条例がある程度高邁な理念として作られてそれを具体的におろしていく時に、市民の方々の意見をどんどん取り入れていくべきであると考えます。そういう意味でのシンポジウムということで、皆で環境に配慮したまちづくりをするためにはどうしたら良いのかということに関してたくさんのご意見をいただき、外国の先進事例の紹介でも良いと思いますが、そういう進め方ではどうかということを考えております。

遠藤(和)委員：シンポジウムを重要視しているのは、政策過程での情報公開と市民の参画意識を高め、参加していただかないと絶対に成立していかないと思うからです。提案したいのは、素案の段階で市民の意見で有益なものがあれば修正しますというスタンスで素案を示して、それを市民の方や審議会の委員でディスカッションする場を設けて、これから実施するにあたっての市民の参加を促すために是非、必要であるという認識に立っております。

小林(幹)委員：シンポジウムということになるとかなり明確な課題やテーマがないと拡散するだけであると思います。総合討論でもまとめることができないようなことになりすし、たくさんの内容を含んでいることから、課題を限定して実施すれば会長が懸念されることもなくなると思われます。市民参加ということは条例を創る時からとても大事な要素であると思います。やり方を工夫して、何よりもシンポジウムを開いてほしいという意見が何件か寄せられているということは、意味が重いとされます。

小林(正)委員：シンポジウムという言葉がまずければ、最近、新聞をお読みになった方もおられると思いますが、南河内町で情報公開条例ができました。この南河内町の情報公開条例につきましては、条例を創っている最中に一定の素案ができた段階で中間報告会というものを実施して、現在の審議過程なりを市民に公開して、市民、町長、執行部、議会も出てきて意見を聞いて、それに答えるとい

うことを行っている。そういう形でも良いと思われます。私はシンポジウムにこだわるつもりはありませんので、いずれにしても制定過程の中でどういう形であっても、今回の市民意見の聴取も市民参加の手法であると思いますが、一方通行の話であり、双方向の場というものを設定していただきたい。南河内町のやり方というものも参考にご検討いただきたい。

福田委員：私も小林委員の意見に賛成です。やはり条例制定の時から市民参画という意識をつけていくことは大切なことであると思ひます。市民が環境を考へていく上での問題提起として、シンポジウムにこだわらず何らかの手法を行うことにより、条文ができてから以降、それが市民の中に生きていくかどうかの分かれ目になっていくと思われます。そういう意味で、策定の時期から市民が参画していくという、そういう意識づけをすることが重要であると思ひます。

藤本会長：その辺については、会長としても少し検討をさせていただきたいと思ひます。そういうことが本当に生産があるのかどうかということ、本当に実質的な参画を保障するかどうかということ、その辺を少しシビアに考へてみなければならぬと思ひます。たてまえだけではいけないということだと思ひます。

少々時間がオーバーしております。その他ということですが、特にございませうか？

遠藤(和)委員：先ほど、小林委員から話がありましたが、今日も傍聴の方が見えられている。せっかくですから、例えば傍聴の方の意見をメモ書きでもいただいて、その意見を我々の参考とさせていただくなど、そういったやりとりとかキャッチボールをしていった方がよいのではないかと。皆さんはどう思われますでしょうか？

藤本会長：その辺は事務局で受けていただいて、審議会としてお願いするということではないと思われます。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局の方から何かございませうか？

事務局：次回の環境審議会についてですが、その内容につきましてはこれまでの1～2回の意見と本日出されまされたご意見の取りまとめ的なものについてご協議いただければと思ひます。日程等については後日ご案内させていただきます。現時点では、4月の下旬ころを予定したいと思ひております。

藤本会長：それでは、たいへん活発なご意見をいただきありがとうございます。次回は意見の取りまとめに関して協議を行うことといたします。お忙しいところありがとうございました。

